

泊発電所 3 号炉

審査会合における指摘事項に対する回答一覧表

(第8条 火災による損傷の防止／第41条 火災による損傷の防止)

令和6年12月24日
北海道電力株式会社

(第8条 火災による損傷の防止／第41条 火災による損傷の防止)

ID	No	指摘事項の内容	審査会合日	対応状況	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	回答予定時期
23 01 24 - 02	1	② 火災の感知について、脱塩塔室及び使用済樹脂貯蔵タンク室に関しては、放射線量が高い環境条件であることや可燃物を置かない設計とすることなどは先行プラントと同じ条件であるが、先行プラントとは異なり、火災感知器を設置しない設計としている理由を説明すること。	R5.1.24	回答済	R5.4.27	脱塩塔室及び使用済樹脂貯蔵タンク室については、先行プラントの審査知見を踏まえ、設計方針を見直し、当該火災区画において感知器を適切な場所に設置することにより、設置場所において発生する火災を漏れなく確実に感知できる設計とする。	第1141回審査会合資料 資料2-5-2『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.5.0）』 p.8条-本-23～27	
23 01 24 - 03	2	③ 平成31年2月13日付けで改正された火災防護審査基準（火災感知器BF）を踏まえ、設計及び工事の計画の認可に係る審査を見据えて、先行プラントの審査知見を十分に反映した上で、後段規制で説明に齟齬が生じないように、設計方針を検討し説明すること。	R5.1.24	回答済	R5.4.27	火災感知器BFにおける先行プラントの設計及び工事の計画の認可に係る審査（以下、「設工認審査」）の知見である火災感知器の選定から設置までの設計を踏まえ、泊3号炉の環境条件にあてはめ、火災感知器の設計方針を検討し、後段規制で齟齬を生じないように一部の設計方針について変更を行った。	第1141回審査会合資料 資料2-5-2『泊発電所3号炉設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第8条 火災による損傷の防止（DB08 r.5.0）』 p.8条-本-25～27	
23 04 27 - 01	3	① 火災感知器の設置方法については、先行プラントの審査知見を十分に反映した上で、設計及び工事の計画の認可に係る審査で適切に説明すること。	R5.4.27	本日 回答		火災感知器の設置方法については、先行プラントにおける火災感知器BFの設工認審査の知見等を詳細設計に反映し、設工認審査にてご説明する。		設工認段階

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。